

議案第22号

幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例

幕別町附属機関設置条例（令和2年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部に次のように加える。

幕別町男女 共同参画審 議会	男女共同参画社会基本法 （平成11年法律第78号）第 14条第3項の規定に基づ く幕別町男女共同参画計 画の策定、推進及び評価に 関すること。	会長 副会長 委員	識見を有する者 関係機関・団体の 代表者等 公募による者	10人以内	2年
----------------------	--	-----------------	---------------------------------------	-------	----

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。